別表第三十（第八十八条の七関係）（平21防省令13・追加）

年　　月　　日

（公園管理者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による都市公園占用通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の13（都市公園法の特例）第１項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

１　占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

２　占用の目的

３　占用の期間

４　占用の場所

５　工作物その他の物件又は施設の構造

備考：１　「占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防御施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）

２　「占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載する。

３　「占用の場所」の項には、占用を行う公園の名称を記載する。（例：「　　市　　公園」、「　　町　　公園」等）

また、公園予定区域については、その所在地を記載する。（例：「

町　　丁目　　番地　　号公園予定区域」等）

4　「工作物その他の物件又は施設の構造」の項には、公園に設置する工作物その他の物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）について記載する。（名称の例：「プレハブ」、「テント」等）